

[illegible]

右表によつて大正四年に於ける出願者數ミ爾來約十年を経る今日の出願者數ミを比較するに各地方共に著しい増加を示し、東京、大阪、京都あたりでは三倍餘に、静岡、山梨、長野、宮城、岩手、山形、秋田等に於ては五倍乃至六倍に及んでゐる。總計から見ても大正四年の全國出願者數は約七千、十五年には二萬といふ約三倍の數字を見る。

次に出願者に對する合格者の數を見るに先づ學說試驗にあつては十人に付五人位の割合に合格してをり、更に其中の半數は實地にも合格してゐるさういふ様である。其他に實地試験のみの出願者を別に掲げた數縣があるが、之れによつてみれば此方の合格者は五割以上である。但し以上の割合は出願者に對する割合であつて實際受験者は出願者よりも減少するの常なればその率に於ては今少し多くなるであらうと思はれる。

扱て以上の如くにして産婆養成所を出たり或は産婆試験に合格したれば直ちに開業してゆけるかといふにかゝさうはゆかぬ。特別産院或は産科醫院等の養成で充分なる實地經驗を得るにしても大抵は理論のみ漸くわかつて實際にあつては種々細かき經驗に乏しく、産婆として最も苦心を要する所謂「骨」を覺えて一人前の産婆となるまでにはさうしても三年乃至五年の見習を要すといふことである。或は云ふ。産の數を取扱ふこと五、六十もあれば初めて相當の自信を得ることが出来る。故に開業前に於て産院或は産科醫院に入るか産婆の助手となるかしなければならぬこととなる。然し近頃は十二、三も産を取扱ひ見習へば開業してゐるものが多いといふ實狀ださうである。又試験を受けるものの中には後を慮つて不時の準備に資格丈けを享けておくといふ人も可成り多いやうであるが之れは別として、直ちに産婆で立たうとする者には相當の實地見習の期間及び開業當初の苦心に對しての豫

めの備がなければならぬであらう。大抵開業一、三年の生計費の準備をも要すると思はなければならぬ。産婆として最も得意に立つて發展する時は開業後十年乃至十五年、年齢三十五、六歳から四十歳にかけての頃である云ふ。

五、營業手續其他

産婆營業をなさむとする者は産婆規則第一條に依つて産婆名簿に登録しなければならない。此處にその第一條を掲げてみれば、

産婆タラントスル者ハ二十年以上ノ女子ニシテ左ノ資格ヲ有シ産婆名簿ニ登録ヲ受クルコトヲ要ス

一、産婆試験ニ合格シタル者

二、内務大臣ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者

三、外國ノ學校若ハ講習所ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ産婆免許ヲ得タル者ニシテ内務大臣ノ適當ト認メタル者而して産婆名簿は地方長官が之れを管理してゐることになつてゐて、之れに登録を受けやうとする者は産婆試験合格證書、卒業證書又は免許證を添へて地方長官に願ひ出なければならぬ。又産婆にして住所を移したならば二十日以内に前の管轄地方廳に産婆名簿の取消を、後の管轄地方廳にその登録を願ひ出なければならぬ。而して此の登録をなさなければ産婆の事務をなすことが出來ず若し之れを犯せば五拾圓以下の罰金に處せられる。但し住所を移したりも管轄地方廳を異にしない場合即ち同府縣内なれば斯かる必要のないことは云ふまでもない。

産婆登録願の様式（大阪）

産婆登録願

何郡市區町村番地（寄留ナレバ原籍地ヲ併記ス）

士族（平民）（外國人ナルトキハ國籍）

氏

名

何 年 何 月 生

右今般肩書ノ地（住所以外ノ地ニ於テ開業スルモ）ニ於テ産婆開業致（又ハ郡市區町村番地ニ出張所ヲ設ケ）度候ニ

付産婆名簿ニ登録相成度産婆試験合格證書寫相添へ此段相願候也

年 月 日

氏

名 印

（外國人ナレハ捺印ヲ要セス以下之ニ倣フ）

大阪府知事宛

登録事項訂正願

何郡市區町村番地（寄留地ナレハ原籍地ヲ併記ス）

士族（平民）（外國人ナルトキハ國籍）

氏

名

營業手續其他

右今般何郡市區町村番地ニ轉住(總テ登録事項ニ異動ヲ生シタル事實ヲ記ス)致候ニ付産婆名簿訂正相成度此段相願候也

年 月 日 氏 名 印

大阪府知事宛

市 區 町 村 長 奥 印

産婆名簿取消願

何郡市區町村番地(寄留ナレハ原籍地ヲ併記ス)

士族(平民)(外國人ナルトキハ國籍)

氏 名

右今般道府縣何郡市區町村番地ニ轉住(又ハ何月何日『廢業』『失踪』『死亡』致候ニ付名簿取消ノ儀登録相成度此段相願候也

年 月 日 氏 名 印

(失踪死亡ニ付テハ戸籍法ニ依ル届出義務者氏名)

大阪府知事宛

地方廳官はその登録を願ひ出たる産婆にして業務に關する犯罪、禁錮以上の刑に該る犯罪の有無其他を糺したる

後登録をなす。

次に産婆にして三ヶ年間其業を営まざる時は瘋癲、白痴、不具、癱疾となつて其業を営むに堪えず認められたる時と同じく地方長官に於て産婆名簿の登録を取消さるゝことがある。

六、産婆組合及び産婆會

各府縣それ／＼多少その趣を異にするものありて組合或は會の大小なき種々であるが、大抵の府縣に於ては市區町村を區域として産婆組合を設けさせてゐる。而して産婆の業務を営まんとするものは必ず此の組合に加入しなければならぬことを規定してゐるやうである。然し其事蹟としては殆んき見るものなく一ヶ月一回の會合位によつて料金其他簡單な協定をなすといふ程度にすぎない。幾分見るべきものとしては大阪市産婆會、起つたばかりではあるが東京府産婆會等がある。今之等二組合について記してみやう。

大阪に於ては産婆規則發令と共に大阪府令産婆規則施行細則によつて市區町村を單位に組合の設立があつた。見られるものであるが明治四十二年頃此の組合組織に嫌らぬ産婆同志が立つて四十三年二月五日發會式をあけ大阪市産婆會なるものを起したといふ。而して各區に支部を置き、最初會員三百名位のものであつたが、大正九年には大阪府令によつて郡市を區域とする組合を設くべし、且産婆の業務を営むものは組合に加入すべしと規定された。爾來その準備なつて大正十五年いよく成立するに至つたのである。左にその會の規約をあけてみれば、

大阪市産婆會規約(大正十五年三月二十七日認可)

産婆組合及産婆會

職業婦人調査

第一章 名 稱

第一條 本會ハ大正九年大阪府令第八號ニ則リ之ヲ設立シ大阪市産婆會ト稱ス

第二章 目 的

第二條 本會ハ産婆ノ品性ノ陶冶向上ヲ期シ其權利ヲ尊重擁護シ且ツ業務ノ發展ヲ企圖シ産婆ニ要スル學術ノ研鑽攻究ヲ以テ目的トス

第三章 組 織

第三條 本會ハ大阪府産婆名簿ニ登録シ大阪市ニ居住スル産婆ヲ以テ組織ス

第四條 本會ハ行政区ニ據リ各區ニ支部ヲ設置シ會員ハ其住居區ニ依リ配屬シ本部之ヲ統轄ス

第四章 事 務 所

第五條 本會ハ事務所ヲ大阪市西區立賣堀南通四丁目二番地(電話新町四三一九番)ニ置ク

第五章 會員、名譽會員及其權利義務

第六條 大阪府産婆名簿ニ登録シ大阪市ニ居住スル産婆ハ總テ本會ノ會員トス

大阪市内ニ居住シ大阪市内ニ出張所ヲ設ケタル産婆モ亦本會會員ト看做ス

大阪府産婆名簿ニ新ニ登録シ大阪市ニ居住スル者ハ其登録後貳拾日以内ニ本規約所定ノ用紙ニ所要ノ届出事項ヲ記載シ其所屬支部長ヲ經テ本會ニ提出スベシ

既ニ登録ヲ受ケタル産婆ニシテ大阪市ニ移住スルモノ亦同ジ

第七條 本會員ニシテ産婆名簿登録事項ニ變更ヲ生ジタル時殊ニ廢業若クハ大阪市内ニ轉居シタル場合ニ於テハ其事由ヲ具シ十日以内ニ其所屬支部長ヲ經テ本會ニ届出ズベシ

第八條 本會員ニシテ失踪又ハ死亡シタル時ハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ十日以内ニ其事由ヲ開示シテ其所屬支部長ヲ經テ本會

ニ届出ズベシ

第九條 本會員ハ大阪市ニ於テ左ノ各項ニ該當スル者アルヲ確認シタル時ハ其所屬支部長ヲ經テ本會ニ申告スベシ

一、産婆名簿ニ登録ヲ爲サズシテ産婆ノ業務ヲ爲シタル者

二、産婆名簿ノ登録ヲ取消サレタル後又ハ禁止若クハ停止中業務ヲ爲シタル者

三、産婆ノ資格ナキ者ニシテ産婆ノ業務ヲ爲シタル者

四、産婆規則第七條及第九條ノ二ニ違背シタル者

五、業務ニ關シ不正ノ行爲アリタル者

六、本規約又ハ本會ノ決議若クハ本會ノ目的ニ違背シタル行爲アリタル者

第十條 本會員ニシテ業務ニ關シ故ナク其權利ノ侵害又ハ名譽或ハ信用ノ毀損ヲ受ケ若クハ受クルノ虞アル時ハ其旨ヲ所屬支部長ヲ經テ本會ニ申告スベシ

本會ハ適當ナル方法ニ依リ保護ヲ與フルモノトス

第十一條 本會員ハ本會ノ經費ヲ負擔ス

第十二條 會員ノ業務ノ報酬ニ關スル規定、貧困者無報酬施設規定風紀ニ關スル規定、其他必要ナル諸規定ハ代議員會ノ決議ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第十三條 本會員ニシテ本會若クハ産婆界ノ爲メ功勞アルモノニ對シ代議員會ノ決議ヲ以テ名譽會員トシテ推薦スル事ヲ得

第六章 役員及代議員

第十四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名 二、副會長 二名 三、理事 二十六名

役員ハ總テ無給トシ其任期ハ二年トス

産婆組合及産婆會

但再選ヲ妨グス

役員ハ其任期満了或ハ退職ヲナスモ後任者ノ就職アル迄其職務ヲ繼續處理スルモノトス役員ニ缺員ヲ生ジタル時ハ一ヶ月以内ニ

補缺選舉ヲ行フ

但補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十五條 會長、副會長ハ代議員會ニ於テ出席者ノ投票ニ依リ本會員中ヨリ之ヲ選舉ス

但會長ヲ先トシ之ヲ終リテ後副會長ノ選舉ヲ行フ

第十六條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

第十七條 副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第十八條 理事ハ各區二名トシ代議員會ニ於テ其區ノ代議員中ヨリ互選ス

第十九條 理事ハ會長ヲ輔佐シ事務ヲ分掌ス

各區二名ノ理事中其一名ハ支部ニ於ケル會計事務ヲ擔任ス

本會ノ會計事務ハ各區ノ會計擔任理事中ヨリ特ニ二名ヲ互選シ之ヲ定ム

第二十條 會長ハ會務ヲ處理スル爲メ書記使ヲ任免スル事ヲ得

第二十一條 代議員ノ數ハ會員十名ニ對シ一名ノ割合ヲ以テ通常總會ニ於テ會員自ラ出席シテ各居住區ノ會員中ヨリ之ヲ選舉ス
十名ニ滿タザル端數モ五名以上八十名ト見做ス

第二十二條 代議員ハ無給トシ任期ハ二ケ年トス

但再選ヲ妨グズ

第二十三條 代議員ハ本會ニ關スル一切ノ重要事項ヲ審議ス

第二十四條 代議員選舉ノ次點者中各選舉區ニ於テ五名ヲ補缺代議員トシテ缺員アル場合ハ得票ノ多キ者ヨリ順次補填ス補缺代議

員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十五條 役員代議員ノ投票ハ總テ聯記無記名トシ多數ノ得票者ヲ以テ當選トシ同點ナル時ハ年長者同年ナル時ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 顧問、講師

第二十六條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ代議員會ニ諮詢シ大阪府在住ノ本會ニ關係アル醫師、法律家、官公吏等ヨリ會長ヲ推薦ス

第二十七條 本會ニ講師ヲ置キ役員會ニ諮詢シ大阪府在住ノ醫師其他ヨリ會長之ヲ囑託ス

第八章 支部

第二十八條 支部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、支部長 一名 二、副支部長 一名 三、評議員 若干名

支部長副支部長ハ本會理事ヨリ會長之ヲ指名シ評議員ハ各選出區ノ本會代議員ヲ以テス

第二十九條 支部ハ本會ノ目的達成ニ戮力協助スルモノトス

第三十條 支部ハ別ニ處務規定ヲ設クル事ヲ得

但本會役員會ノ承認アリタル場合ノミニ限ルモノトス

第九章 會 議

第三十一條 會議ヲ分チテ通常總會、臨時總會、役員會、代議員會、例會トス

第三十二條 通常總會ハ毎年五月之ヲ開ク

通常總會ニ於テハ庶務並ニ會計ノ年度報告、代議員ノ選舉其他諸般ノ緊要事項ニ關シ審議スルモノトス

第三十三條 臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル時又ハ代議員四分ノ一以上ノ要求アリタル時之ヲ開ク

第三十四條 役員會ハ毎月一回又ハ會長ニ於テ必要ト認メタル時若クハ役員五名以上ノ要求アリタル時ハ臨時之ヲ開クコトヲ得

産婆組合及産婆會

第三十五條 代議員會ハ會長ニ於テ緊要ト認ムル時又ハ代議員四分ノ一若クハ會員四分ノ一以上ノ要求アリタル時ハ隨時之ヲ開ク

代議員會ノ議事ハ代議員ノ二分ノ一以上出席スルニアラザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

但再開議ノ場合ハ此限ニアラズ

第三十六條 例會ハ毎月一回之ヲ開ク

例會ニ於テハ本會員ノ講演會ヲ開キ業務上ノ智識交換及修養ニ資シ且ツ顧問講師其他ヲ聘シ助産ニ關スル講話ヲ請フモノトス

第三十七條 會議ノ議長ハ會長其任ニ當リ會長事故アル場合ハ副會長之ニ代ルモノトス

議案ノ説明其他ノ事情ニ依リ正副會長何レモ議長タリ得ザル時ハ理事ニ議長ノ職務ヲ一任スル事ヲ得

第三十八條 會議ニ關シ本規約所定以外ノ事項ハ普通議事法ニ依ル

第十章 會 計

第三十九條 本會ノ會費ハ壹ケ月金五拾錢ト定ム

但代議員會ノ決議ニヨリ増減スル事アルベシ

會費ハ各支部ニ於テ毎月十日迄ニ徵收シ本會ニ納付スルモノトス

會費ハ便宜數月分前納スルコトヲ得

第四十條 本會ノ費用ハ會費及雜收入ヲ以テ之ヲ支辨シ寄附金ハ之ヲ基本金トス

基本金ノ使用ハ代議員會ニ於テ之ヲ決定ス

第四十一條 會計年度ハ毎年四月ニ初マリ翌年三月ニ終ル

第四十二條 本會ハ庶務並ニ會計ニ關スル帳簿ヲ設ケ會員ノ請求ニ依リ之ヲ閱覽セシム

第四十三條 顧問、講師、名譽會員、會員又ハ書記等ニシテ死亡、天災地變其他不慮ノ災害ニ罹リタル場合ハ別ニ定ムル規定ニ依リ弔慰料又ハ慰勞料ヲ贈ルモノトス

前項ノ金額ハ其都度役員會ニ於テ之ヲ定ム

第十一章 處 分

第四十四條 本會員ニシテ組合ノ規約ニ違反シタル者、規約ニ定メタル届出ヲ爲サザル者又ハ會費滞納者ハ戒告ニ處シ若クハ壹圓以上拾圓以下ノ違約金ヲ徵集ス

第四十五條 前條ノ處分ヲ爲スニ當リテハ會長先ヅ違反者ニ對シ懇切訓戒ヲ加ヘ尙改悛セザル時ニ於テ其輕重ニ依リ役員會若クハ

代議員會ノ議決ヲ以テ執行ス

第四十六條 違約金ハ本會ノ基本金トス

第十二章 雜 則

第四十七條 本會ハ會報ヲ刊行シ會員ニ配布ス

會報ニハ講演、會議ノ決議其他諸般ノ所要事項ヲ掲載ス

第四十八條 本會員相互ニ業務上ノ爭議ヲ生ジタル時ハ支部長ヲ經テ其仲裁ヲ會長ニ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ其關係者ハ

會長ノ仲裁判斷ニ服スベシ

第四十九條 本會員ハ產婆ニ關スル法令及本規約ヲ遵守スベキハ勿論荷クモ背德ノ行爲アルベカラズ

第五十條 本會員ハ本會規定ノ雛形ニ倣ヒ門戸ニ標札ヲ掲グベシ

第五十一條 本會員ハ妊娠、產婦、褥婦ヨリ依託ヲ受クル場合ニ於テ既ニ他ノ會員ガ先キニ其依託ヲ受ケ居タル時ハ之ニ對シ其事

情ヲ報告シタル後ニアラザレバ其依託ニ應ズル事ヲ得ズ

但シ臨時救急ノ場合ニ於テハ之ヲ處理シタル後、前產婆ニ報告スルモ妨ゲナシ

第五十二條 本會員二人以上同一助産ニ聘セラルル場合ニ於テハ協議上主任者ヲ定メテ處理スベシ

但產家ニ於テ指名シタル時ハ此限ニアラズ

第十三章 規約ノ變更

第五十三條 此規約ハ代議員會ニ於テ代議員三分ノ二以上出席議決スルニアラザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

附 則

第五十四條 本規約ハ大阪府知事ノ認可ヲ得タル日ヨリ之ヲ施行ス

但役員選舉ニ關スル事項ハ次ノ改選期ヨリ之ヲ施行ス

此の大阪市産婆會では産婆の身分業務上の權利確定のために陳情書提出や、又産婆會館建設の爲等に力を致し専ら産婆の向上發展のために盡してゐるやうである。

東京府産婆會は大正十五年十二月暮に迫つて漸く設立されたものであるが此の計劃は數年以前からあつたものである。先づ最初明治二十二、三年頃には東京市産婆會があつて、市内を分つて四支部とされてゐた。而して毎月一回宛の會合によつて聯絡統一を計り約十年を過した明治三十三年頃に至つて一支部の内に各區間の悶着を惹起し之れが原因となつて産婆會なるものは一時解散の状態になつたのである。後約二年間をそのまゝに過し、此處に再び會を組織するに至つた。即ち組合の必要を提唱されて今度は府令によつて區を單位とする組合を作つたのである。之れが大正十五年に至るまで續いてゐたものであるが其間の各組合の聯絡統一が如何にしてゐられてゐたかといふに、表面形式的の聯絡機關も統一の設けもなかつたが只一ヶ月一回の講演會の開催があつた。此の講演會は、大正二年から始められたものでそれには一揮話がある。遡つて初め大正天皇の立太子式の時に際して東京市の産婆の同志相集つて一人五拾錢の寄金をなし、之れを記念として府に獻上した例があつたが大正二年御大典には、一人壹圓宛を集めて獻上せんせし時、時の知事に却つて産婆自身の研究の爲に費した方が有效であることを説かれ退いてこの企を實行すべく直に産婆講演會なるものが設立されたものである。かくて間もなく第一回の開催を見、爾來十有餘年連續されたものである。而して此會に於て各組合の代表者達相依れば必要なる相談も協議も行はれて實際的の聯絡も統一もこの講演會の折が利用されてゐた次第である。然し之れだけでは他に向つて積極的の働きは勿論やはり統一した仕事も出来難く更に時代に適合したやり方としては形式的にも統一的の會や組合の出来ることの必要が認められるに至り、昨年十二月末に東京府産婆會として東京府下一體を統一した會の設立をみたわけである。今日にあつては斯く府を統一した會の存するは東京だけである。神奈川縣等でも斯かる計劃があることは云ふが未だ實現されてゐないやうである。左に東京府産婆會々則を掲げてみよう。

東京府産婆會々則

第一條 本會ハ東京府産婆會ト稱シ東京府各郡市區産婆會(以下各會ト指稱ス)ヲ以テ組織ス

第二條 本會ハ産婆ノ業務ニ關スル事項ノ向上發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事項ヲ施行ス

一、産婆業務ニ關スル事項

二、研究會、講演會等ノ開催ニ關スル事項

三、各會連絡並相互親睦ニ關スル事項

四、各府縣聯合産婆會(假ニ日本産婆會ト稱ス)ニ關スル事項

五、本會關係ノ功勞者表彰ニ關スル事項

六、會報發行ニ關スル件

産婆組合及産婆會

七、其ノ他必要ト認メタル事項

第四條 本會事務所ハ當分ノ内東京府廳内ニ置ク

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
- 一、副會長 二名
- 一、理事 若干名

會長ハ理事會ニ於テ之ヲ選舉シ副會長ハ理事會ノ同意ヲ得テ理事中ヨリ會長之ヲ選定シ理事ハ各會長ヲ以テ之ニ充ツ

第六條 會長ハ會務ヲ處理シ本會ヲ代表シ兼テ會議ノ議長トナル

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ年長者其ノ職務ヲ代理ス

理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ會務ヲ執行其ノ他諸般ノ事務ヲ擔當ス

第七條 本會役員ハ總テ名譽職トス

第八條 會長及副會長ノ任期ヲ二ケ年トス

第九條 各會ハ其會員中ヨリ左ノ割合ヲ以テ本會代議員ヲ選出スルモノトス

麹町區 二名	神田區 三名	日本橋區 二名	京橋區 二名	芝區 四名
麻布區 二名	赤坂區 二名	四谷區 二名	牛込區 四名	小石川區 三名
本郷區 四名	下谷區 三名	淺草區 四名	本所區 三名	深川區 三名
荏原區 六名	豊多摩區 七名	北豊島區 八名	南足立區 二名	南葛飾區 四名
西多摩區 二名	八王子市 三名	南多摩區 二名		

前項代議員ハ名譽職トシ任期二箇年毎期十一月一日ヨリ起算ス

各會選出代議員ノ住所氏名及年齡等ハ十月十五日限り本會ニ報告スルモノトス

第十條 各會ハ左記事項ヲ速ニ本會ニ報告スベシ

一、事務所ノ所在地及其ノ異動

一、會長ノ住所氏名及年齡ノ異動アリタルトキ亦同ジ

一、總會ノ狀況及決議シタル事項

第十一條 補缺ニ依リ就任シタル代議員ノ任期ハ前任者ノ殘留期間トス

第十二條 二以上ノ各會ニ屬スルモノハ代議員ノ選定權ヲ行使スベキ會ヲ一定スベシ

第十三條 理事代議員ニシテ其ノ所屬ノ産婆會ヲ去リタルトキ又ハ産婆規則第十條ニ依リ産婆ノ業務ヲ禁止又ハ停止セラレタルト

キ若ハ同第十六條同第十七條ニ依リ罰金又ハ科料ニ處セラレタルトキ其ノ資格ヲ失フ

第十四條 本會總會ハ毎年五月會長之ヲ招集ス

但會長ニ於テ必要アリト認メタルトキ又ハ理事三名以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ具シ請求アリタルトキハ理事會ノ決議ヲ經テ

會長之ヲ二十日以内ニ招集スベシ

第十五條 總會ノ招集ハ開會十日以前ニ其日時場所ヲ指定シ且附議スベキ事項ヲ具シ之ヲ通知スルモノトス

第十六條 總會ハ本會副會長理事及代議員ヲ以テ組織ス

第十七條 總會ハ定員二分ノ一以上出席スルニアラザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第十八條 總會ニ附議スベキ事項左ノ如シ

一、會則ノ變更ニ關スル件

二、豫算決算ニ關スル件

三、本會ニ關スル諸規程ヲ定ムル事項

産婆組合及産婆會

職業婦人調査

四、本會解散ニ關スル事項

五、其ノ他會則及規程ニ依リ總會ノ議決ヲ要スル事項

第十九條 總會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第二十條 理事會ハ役員ヲ以テ之ヲ組織シ會長必要アリト認メタルトキ又ハ理事三名以上ノ請求アリタルトキ隨時之ヲ招集ス

第二十一條 理事會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

一、總會ニ於テ理事會ニ委任シタル事項

一、總會議決ノ範圍内ニ於テ本會ノ事業施行ニ關スル事項

一、總會ニ提出スベキ議案其ノ他ニ付會長ノ諮問ニ應ズル事項

一、其ノ他會則及規程ニ依リ理事會ノ議決ヲ要スベキ事項

第二十二條 理事會ノ議事ハ本則第十九條ノ例ニ依ル

第二十三條 本會ハ會計年次交代ヲ以テ理事中ヨリ庶務及會計ニ關スル委員各五名ヲ設置ス

第二十四條 會長ハ理事會ノ議決ヲ經テ顧問ヲ囑託シ書記若干名ヲ置クコトヲ得

第二十五條 本會ノ會計年度ハ七月一日ニ始マリ翌年六月末日ヲ以テ終ル

第二十六條 本會ノ經費ハ寄附金雜收入等ノ外左ノ割合ニ依リ各會ヨリ繰出スルモノトス

各會均等ヲ以テ金二十圓宛ノ外前年十二年末日現在ノ會員數ニ依ル

第二十七條 前二條ノ外庶務及會計ニ關スル細則ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

附 則

第二十八條 第一回定期總會ハ本則第十四條ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第一回代議員ノ選定ハ本會設立ノ日ヨリ二十日以内ニ各會ニ於テ之ヲ行フ

第二回ノ代議員ノ任期ハ第九條第二項ニ依ラス昭和三年十月末日迄トス

第二十九條 本則第五條ニ依ル會長ハ當分ノ内東京府學務部衛生課長ニ之ヲ委嘱ス

○產婆規則（明治三十二年七月十九日勅令第三百四十五號）

明治四十三年五月勅令第二一八號、
大正六年七月同第七二號改正

第一條 產婆タラントスル者ハ二十年以上ノ女子ニシテ左ノ資格ヲ有シ產婆名簿ニ登錄ヲ受クルコトヲ要ス

一、產婆試験ニ合格シタル者

二、内務大臣ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者

三、外國ノ學校若ハ講習所ヲ卒業シ又ハ外國ニ於テ產婆ノ免許ヲ得タル者ニシテ内務大臣ノ適當ト認メタル者

第二條 產婆試験ハ地方長官之ヲ舉行ス

第三條 一箇年以上產婆ノ學術ヲ修業シタル者ニ非ザレバ產婆試験ヲ受クルコトヲ得ズ

第四條 產婆名簿ハ地方長官之ヲ管理ス

產婆名簿ニ登錄ヲ受ケントスル者ハ產婆試験合格證書、修業證書又ハ免許證ヲ添ヘ地方長官ニ願出ヅベシ

產婆名簿ノ登錄事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ二十日以内ニ產婆名簿ノ訂正ヲ願出ヅベシ

產婆名簿ノ登錄事項ハ内務大臣之ヲ定ム

第五條 產婆其ノ住所ヲ移シタル爲管轄地方廳ヲ異ニスルトキハ直ニ前ノ管轄地方廳ニ產婆名簿取消ノ登錄ヲ願出テ後ノ管轄地方

廳ニ產婆名簿ノ登錄ヲ願出ヅベシ

前項ノ登錄換ヲ爲サザル者ハ產婆ノ業務ヲ爲スコトヲ得ズ

第六條 產婆廢業シタルトキハ二十日以内ニ地方長官ニ產婆名簿取消ノ登錄ヲ願出ヅベシ

產婆組合及產婆會

職業婦人調査

産婆失踪又ハ死亡シタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ地方長官ニ産婆名簿取消ノ登録ヲ願出ヅベシ

第七條 産婆ハ妊婦、産婦、褥婦又ハ胎兒、生兒ニ異常アリト認ムルトキハ醫師ノ診療ヲ請ハシムベシ自ラ其ノ處置ヲ爲スコトヲ得ズ但シ臨時救急ノ手當ハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 産婆ハ妊婦、産婦、褥婦 又ハ胎兒、生兒ニ對シ外科手術ヲ行ヒ産科器械ヲ用ヒ藥品ヲ投與シ又ハ之ガ指示ヲ爲スコトヲ得ズ但シ消毒ヲ行ヒ臍帶ヲ切り灌腸ヲ施ス類ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條 産婆ハ産婆名簿ニ登録ヲ受ケザル者ニ妊婦、産婦、褥婦又ハ胎兒、生兒ノ取扱ヲ專任スルコトヲ得ズ

第九條ノ二 産婆ハ自ラ檢案セズシテ死産證書又ハ死胎檢案書ヲ交付スルコトヲ得ズ

第十條 産婆ニシテ墮胎ノ罪其他業務ニ關スル罪又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラルベキ罪ヲ犯シタルトキハ地方長官ハ産婆ノ業務ヲ禁止シ又ハ一年以内之ヲ停止スルコトヲ得産婆名簿登録前ニ犯シタル罪ニ付テモ亦同ジ

第十一條 試験ニ關スル規定ニ違背シタル者アルトキハ其ノ試験ヲ無効トスルコトヲ得若シ已ニ登録ヲ受ケタルトキハ其ノ登録ヲ取消スコトヲ得

第十二條 地方長官ハ産婆ノ業務ヲ禁止シ又ハ停止シタル後本人行狀ニ依リ其ノ禁止又ハ停止ヲ解除スルコトヲ得

第十三條 産婆試験ヲ受ケントスル者又ハ産婆名簿ニ登録ヲ願出ヅル者ニシテ試験又ハ登録ノ以前墮胎ノ罪其他業務ニ關スル罪禁錮以上ノ刑ニ處セラルベキ罪ヲ犯シタル者又ハ試験ニ關スル規程ニ違背シタル者ナルトキハ試験又ハ登録ヲ許可セザルコトヲ得

第十四條 産婆ニシテ三箇年其ノ業務ヲ營マザルトキ又ハ癡癲、白痴、癱瘓ト爲リ其業務ヲ營ムニ堪ヘズト認ムルトキハ地方長官ハ産婆名簿ノ登録ヲ取消スコトヲ得

第十五條 産婆名簿ノ登録、登録ノ取消、主要ナル登録事項ノ訂正並産婆業務ノ禁止又停止及其ノ解除ハ地方長官之ヲ告示スベシ

第十六條 左ニ掲グル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

一、産婆名簿ニ登録ヲ受ケズシテ産婆ノ業務ヲ爲シタル者

二、産婆名簿ノ登録ヲ取消サレタル後産婆ノ業務ヲ爲シタル者

三、産婆ノ業務ヲ禁止又ハ停止セラレタル後産婆ノ業務ヲ爲シタル者

四、第三條ニ關シ虚偽ノ證明又ハ陳述ヲ爲シタル者

五、第七條乃至第九條ノ二ニ違背シタル者

第十七條 第四條第三項、第五條第二項及第六條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

第十八條 本令施行以前内務省又ハ地方廳ヨリ産婆ノ免狀又ハ鑑札ヲ受ケ現ニ其ノ業務ヲ營ム者ハ、本令施行後六箇月以内ニ地方長官ニ申出デ、産婆名簿ニ登録ヲ受クルコトヲ得

第十九條 地方長官ハ産婆ニ乏シキ地ニ限り當分ノ内出願書ノ履歷ニ依リ業務ノ地域及五箇年以内ノ期限ヲ定メ産婆ノ業務ヲ免許スルコトヲ得

前項ノ免許ヲ受ケタル者ハ産婆ニ準ジ本令ヲ適用ス但シ産婆名簿ニ登録スル限ニ在ラズ

第二十條 本令ハ明治三十二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

○産婆試験規則 (明治三十二年九月六日内務省令第四十七號)

第一條 産婆試験願出ノ期日及場所ハ地方長官之ヲ告示ス

第二條 試験科目左ノ如シ

學 說

第一 正規妊娠分娩及其ノ取扱法

第二 正規産褥ノ経過及褥婦生兒ノ看護法

第三 異常ノ妊娠分娩及其ノ取扱法

産婆組合及産婆會

第四 妊娠、産婦、褥婦、生児ノ疾病消毒ノ方法及産婆心得

實地

第一 實地試験若ハ模範試験

第三條 學說試験ニ合格シタル者ニ非ザレバ實地試験ヲ受クル事ヲ得ズ

第四條 學說試験ニ合格シ實地試験ニ落第シタル者又ハ實地試験ヲ受ケザル者ハ次回以後ノ試験ニ於テ實地試験ノミヲ受クルコトヲ得

第五條 産婆試験ヲ受ケントスル者ハ産婆學校、産婆養成所等ノ卒業證書若クハ修業證書又ハ産婆若クハ醫師二名ノ證明アル修業履歷書ヲ添ヘ地方長官ニ願出ベシ但第四條ニ依リ實地試験ノミヲ受ケントスル者ハ學說試験合格證明書ヲ添ヘ願出ベシ

地方長官前項ノ願出ヲ許可スルトキハ指令ヲ要セズ其ノ願書ヲ受理シ許可セザルトキハ之ヲ却下ス

第六條 産婆試験シ願出スル者ハ收入印紙ヲ以テ試験手数料金壹圓ヲ納付スベシ但納付シタル手数料ハ之ヲ還付セズ

第四條ニ依リ實地試験ノミヲ願出ル者ト雖モ本條ノ手数料ヲ納付スベシ

第七條 地方長官ハ學說試験及實地試験ニ合格シタル者ニ合格證書ヲ交付シ學說試験ニ合格シタル者ニハ證明書ヲ交付ス

第八條 地方長官ハ受験人心得其ノ他試験場ノ整理ニ關スル條規ヲ定メ試験場ニ揭示スベシ

當該官吏ハ受験人心得其ノ他前項ノ條規ニ違背シタル者ニ退場ヲ命ズルコトヲ得

○産婆名簿登録規則(明治三十二年九月六日省令第四十八號)
(明治四十二年五月省令第一六號改正)

第一條 産婆名簿ニハ左ノ事項ヲ登録スベシ

一、登録番號、登録年月日

二、族籍(外國人ナルト)氏名、年齢、住所

三、産婆規定第一條規定ノ資格ヲ取得シタル年月日並同條第一號ノ資格ニ付テハ試験ヲ受ケタル地方廳名

四、開業地(住所以外ノ地ニ於テ開業スルモノ又ハ出張所ヲ設クルモノハ之ヲ記載ス)

五、業務ニ關スル犯罪、禁錮以上ノ刑ニ該ル犯罪(其ノ年月日事由)

六、産婆業ノ禁止、解除(其ノ年月日事由)

七、名簿取消ノ年月日、事由

第二條 産婆名簿ハ別記様式ニ依リ調製スベシ

第三條 産婆ノ業ヲ營マントスル者ハ本令第一條第二號第三號第四號ノ事項ヲ明記シテ其ノ住所地ヲ管轄スル地方廳ニ願出テ産婆名簿ニ登録ヲ受ケベシ

第四條 産婆規則第五條第一項ノ場合ニ於テハ前ノ管轄地方廳ハ産婆名簿ノ取消ノ登録ヲ爲シ其ノ登録事項ノ謄本ヲ以テ後ノ管轄地方廳ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

後ノ管轄地方廳ハ前ノ管轄地方廳ノ通知ヲ俟タズ本人ノ願出ニ依リ直ニ産婆名簿ニ登録ヲ爲スベシ但必要ト認ムル場合ニ於テハ前ノ管轄地方廳ノ通知ヲ俟チ又ハ之ニ照會ヲ經タル後登録ヲ爲スベシ

第五條 産婆名簿ノ訂正又ハ取消ノ登録ヲ爲ストキハ其ノ部分ニ朱線ヲ引シ訂正又ハ取消ノ事由年月日ヲ朱記スベシ

第六條 産婆名簿ニ登録ヲ受ケタル者謄本手数料金五十錢ヲ納付スルトキハ登録ノ謄本ヲ受クルコトヲ得
謄本手数料ハ收入印紙ヲ納付スベシ

産婆名簿様式略ス

産婆規則第一條ニ依ル指定養成所 (内務大臣ノ指定シタルモノ)

東京帝國大學醫科大學産婆養成所	北海道帝國大學醫學部附屬病院産婆養成所
京都帝國大學醫科大學産婆養成所	新潟醫科大學附屬醫院産婆養成科
九州帝國大學醫科大學産婆養成所	岡山醫科大學附屬醫院産婆看護婦養成科
京都府立醫學專門學校附屬産婆講習所	長崎醫學專門學校附屬醫院助産婦及看護婦養成所助産婦科
新潟醫學專門學校産婆養成科	千葉醫學專門學校附屬醫院産婆講習所
愛知縣立醫學專門學校附屬産婆科	臺灣總督府臺北醫院助産婦講習所
大阪府立醫科大學附屬産婆養成所	愛知縣醫科大學附屬産婆養成所
千葉縣立千葉病院産婆講習所	市立函館病院産婆講習所
東北帝國大學醫學部附屬病院産婆養成所	熊本市熊本醫科大學醫院産婆養成所
縣立神戸病院産婆講習所	愛媛縣松山市日本赤十字社愛媛支部病院附屬産婆養成所
大阪市立産院附屬産婆養成所	

産婆規則並ニ私立産婆學校産婆講習所指定規則ニ依ル指定

京都産婆學校	京都市上京區室町通上長者町下ル清和院町	私立濱田産婆學校	東京市神田區駿河臺袋町
私立緒方助産婦教育所	大阪市東區今橋三丁目	私立日本産婆看護婦學校	東京市神田區區廻町一丁目一
財団法人私立岡山縣衛生會産婆看護婦學校	岡山縣岡山市大字内山下	私立新潟産婆學校	新潟市西堀前通

財団法人泉橋慈惠病院附屬産婆看護婦養成所	東京市神田區和泉町一	熊本産婆學校	熊本市本莊町
日本赤十字社大阪支部産婆養成所	大阪市南區天王寺鉦ヶ崎町五ノ五二	私立酒井助産婦學校	横濱市野毛町三丁目
日本赤十字社産院産婆養成所	東京府豊多摩郡澁谷町	日本赤十字社香川支部病院産婆養成所	高松市天神前
日本赤十字社兵庫支部産院産婆養成所	兵庫縣姫路市龍野町	私立三浦産婦人科病院附屬産婆學校	神戸市山手通六丁目
日本赤十字社和歌山支部病院附設産婆養成所	和歌山県小松原通四丁目	小國産科婦人科病院附屬産婆養成所	姫路市本町六十七
日本赤十字社滋賀支部産婆養成所	滋賀縣大津市西町	私立福岡産婆學校	福岡縣筑紫郡千代町字水茶屋町五〇
慶應義塾大學醫學部産婆養成所	東京市四谷區信濃町		

東京府に於ける産婆試験問題

大正十五年 第二回

- 第一問 胎盤の機能
- 第二問 卵胞の形成及其效用
- 第三問 如何にして産褥子宮收縮の良否を知るや
- 第四問 羊水異常及其の障害
- 第五問 早期破水の分娩に及す影響
- 第六問 初生子假死の處置

大正十五年 第一回

産婆組合及産婆會

第一問 妊娠の徴候を知せ

第二問 分娩開始の徴候

第三問 母乳營養法に關する注意事項

第四問 妊娠中に於ける出血の原因をあけよ

第五問 分娩中胎兒危險の徴候

第六問 分娩直後に於ける出血の原因及處置

大正十四年 第一回

第一問 ㊦、對角結合線 ㊦、莖體 ハ、大顚門及小顚門を形成する骨名 ニ、成熟胎兒の心音の數 ホ、妊娠中

胎兒死亡の徴候

第二問 第一後頭位の分娩機轉

第三問 正規產褥の取扱法

第四問 妊娠前半期に於ける子宮出血の主なるものを挙げ其症候を略述せよ

第五問 子宮破裂の徴候

第六問 初生兒の人工榮養に就いて記せ

大阪府に於ける產婆試驗問題

大正十三年第二回 (甲組)

第一問 胎兒の血液循環と生後血液循環との異なる點を挙げよ

第二問 會陰保護法の目的及之れを行ふべき時期如何

第三問 第一第二後頭位及第一第二顏面位分娩に於て各產瘤の發生部位を記せよ

第四問 乳母を必要とする場合並に乳母が具備すべき事項を列記せよ

第五問 双胎妊娠と羊膜水腫とを徴候により區別診斷せよ

第六問 陣痛微弱とは如何なるものなるか及其種類並に療法を述べよ

第七問 急性貧血の症狀と手當

第八問 『尿道カテーテル』の消毒法及之を使用するに當つて注意すべき事項を記せ

(乙組)

第一問 妊娠に類似せる疾病と妊娠との區別を述べよ

第二問 兒頭娩出後肩胛分娩遲延せる場合の處置如何

第三問 正規產褥婦第一週間内の經過を記せよ

第四問 分娩中に胎兒が假死する原因

第五問 妊娠前半期に於て子宮出血を起す主要なる二、三の疾病を挙げ之が區別診斷を記せよ

第六問 臍帶下垂と脱出との區別及其原因と障害を記せ

第七問 早期破水の原因を挙げ且破水せりや否やは如何にして知るかを記せ

產婆組合及產婆會

第八問 會陰破裂の原因及區別並に之れに由て來る障害を列記せよ

大正十四年第一回(甲組)

第一問 子宮底は臍より劍狀突起との中間に位置何ヶ月なりや

第二問 産後期に於ける胎盤剝離の徴候を問ふ

第三問 臍帶結紮の時期並に其方法を記せ

第四問 新生児體重の變化及其理由

第五問 妊娠月數に比し子宮過度の増大を來す場合を列記せよ

第六問 子宮破裂は如何なる前徴を以て起るや

第七問 臀位と全足位とは孰れが有利なりや

第八問 屢々遭遇する新生児疾病の名稱を記せ

(乙組)

第一問 妊娠攝生法を簡略に記せ

第二問 左記の言葉を説明せよ

娩出力、分娩痛、收縮輪、破水、假羊水

第三問 臍帶纏絡の障礙及其處置

第四問 新生児沐浴に際し適當なる浴湯と温度及沐浴時間を問ふ

第五問 醫治を要する惡阻の徴候並に其取扱法を問ふ

第六問 分娩後子宮收縮良好なるに拘らず多量の出血を見ることあるは如何なる原因によるか

第七問 産褥婦に發し易き疾病の名稱を列記せよ

第八問 左記の場合に於て産婆として取扱上の方針を簡略に記せ

一、胎兒分娩直後出血多量にして時々刻々脈博微弱なる時、醫師の來診までに二時間を要す

二、自己取扱の褥婦は三十九度に發熱し惡露は多量にして臭氣甚しこの褥婦の壓抵布交換直後他家より分娩開始

の報に接す

三、正規分娩にして胎兒の頭部既に發露すこの時突然必音八十以下となれり

大正十四年第二回(甲組)

第一問 妊娠の半確徴及び確徴とは如何なるものなるか

第二問 陣痛とは何ぞ正規分娩時に於ける陣痛の状態を記せ

第三問 正規産褥に於ける褥婦取扱上産婆注意すべき事柄を述べよ

第四問 人工營養と自然營養と何れが可なるか其の理由を記せ

第五問 妊娠後半期中に胎兒死亡せる時は如何なる徴候を呈するや及び其の結果は如何になるか

第六問 後産期及其の直後に於ける出血の原因及び其の處置を述べよ

第七問 初生児臍の疾患に就きて記せ

第八問 産褥第三日目に褥婦の體温三十八度以上に昇りたる時は如何なることに注意して診察すべきか

(乙組)

第一問 初妊婦と經妊婦との區別を述べよ

第二問 第一後頭位にて先進部骨盤闊部(廣部)まで娩出せし時の外診及び内診所見を記せ

第三問 正規産褥に於ける惡露の性状に就きて述べよ

第四問 授乳を禁すべき褥婦の疾患を挙げよ

第五問 骨盤端位は何故に頭位より危険多きか

第六問 頭位に於ける臍帶脱出は如何なる障礙を起すべきか及び其處置を述べよ

第七問 子宮破裂の前徴

第八問 産瘤とは如何且頭血腫との區別を述べよ

大正十五年第一回(甲組)

第一問 小骨盤各部に於ける最長徑線の名稱其部位並に其長さを記せ

第二問 各頭位に於ける兒頭の第三回轉を説明し併せて後頭位が分娩最容易なる理由を述べよ

第三問 早期離床の可否

第四問 産婆が日常用ふる一、三の消毒藥の名稱及用法を記せ

第五問 妊娠經過中出血を伴ふ疾病の名稱を列記せよ

第六問 自然分娩不可能なる胎兒の位置並に狀態を記せ

第七問 分娩直後最も褥婦に危険ならしむるものは何か此際産婆のなすべき處置如何

第八問 母體の病氣から起る初生兒(乳兒)の疾病の名稱とその豫防法を記せ

(乙組)

第一問 小骨盤各部に於ける各直徑線の部位及其長さを記せ

第二問 分娩時側臥位を取りしむ可き場合を挙げ其理由を附記せよ

第三問 初乳は授乳せしむ可きものなるか否かを理由を舉げて説明せよ

第四問 各頭位に於ける兒頭の變形及産瘤發生の部位を示せ

第五問 妊娠に因て發する重なる全身病の名稱を列記せよ

第六問 分娩開始後既に二十時間未だ破水せず診察するに母體、産道、胎兒に異常なし此場合に於ける娩出遲延の

原因及び其處置

第七問 産褥に於て子宮の收縮不充分なるときは如何なる障害ありや且其原因と症狀を記せ

第八問 初生兒臍の處置を述べ若しその處置に過ちあれば如何なる疾病を起すか

大正十五年第二回(甲組)

第一問 妊娠の確徴

第二問 分娩第三期に於て胎盤の已に剝離せる事を知るべき徴候如何

第三問 正規産褥に於ける子宮復故の状態如何

第四問 褥婦診察時に於ける注意事項を問ふ

第五問 妊娠末期の妊婦他に原因なく上圍せしに突然比較的少量の子宮出血を起せり此場合如何なる疾病を想像するや

第六問 骨盤端位分娩に母兒兩體に如何なる危害を及ぼすか

第七問 子癇の症狀及び産婆としての處置如何

第八問 先天性微毒の主なる症候を記せ

(乙組)

第一問 胎兒の營養は如何なる臓器により行はるゝや其名稱を記せ

第二問 會陰保護法の目的及之を行ふべき時期如何

第三問 褥婦外陰部の清潔法

第四問 新生兒生後第一回沐浴後に於ける産婆の注意事項を問ふ

第五問 妊娠八ヶ月の妊婦轉倒し腹部を打ち人事不省となる醒覺後腹部に劇痛を訴へ稍々多量の子宮出血を來せり出血の原因及産婆としての處置如何

第六問 臍帶の下垂及脱出は如何なる事を云ふか及此れ等は如何なる場合に起るか

第七問 妊娠腎炎の症狀如何且つ之れを放置すれば母體に如何なる障害を來たすか

第八問 新生兒膿漏眼の豫防法

(大正十五年七月)

[illegible]

[illegible]

[illegible]

